	政府の段階
	措置
	概要
	中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 2　弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
二十五	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所 市場アクセス（第八・十五条） 内国民待遇（第八・十六条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 1　日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 2　公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
二十六	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二二一　公証人役場、司法書士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2　司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
二十七	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二四一　公認会計士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。 2　公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
二十八	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二四二　税理士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2　税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。

二十九	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　七二九四　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　七四二一　建築設計業 市場アクセス（第八・十五条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 国境を越えるサービスの貿易 「日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する日本国の法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。
三十	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二五一　社会保険労務士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 2　社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
三十一	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二三一　行政書士事務所 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 1　行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 2　行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。
三十二	分野
	小分野
	産業分類
	関連する義務
	政府の段階
	措置
	概要
	自由職業サービス ＪＳＩＣ　七二九九　他に分類されない専門サービス業 市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 中央政府 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条 投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供することを要求される。